

大学入試センター試験関係規定（抜粋）

○独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）

（センターの目的）

第3条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第13条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二～四（略）

2 前項第一号の試験の実施の方法その他同号の試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3（略）

○独立行政法人大学入試センターに関する省令（平成13年文部科学省令第29号）

（試験の実施の方法その他試験に関し必要な事項）

第18条 センター法第13条第1項第一号の試験の名称は、大学入試センター試験とする。

2 大学入試センター試験は、各大学がセンターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。

3 大学入試センター試験の検定料は、センターが当該試験の出願を受理するときに徴収するものとする。

4 前項の規定によりセンターが徴収する検定料の額は、大学入試センター試験において、三教科以上を受験しようとする場合は一万八千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万二千円とする。

5 前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。

○平成24年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項（平成23年5月31日付け
独立行政法人大学入試センター理事長通知）（抄）

2 実施に当たっての業務分担等

- (1) 大学入試センター試験は、中立・公正を旨とし、試験の実施に当たっては、試験問題の漏洩や不正行為の発生など大学入試センター試験の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、試験問題の作成、答案の採点その他の業務を適切かつ厳正に行うものとする。
- (2) 大学入試センター試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し、それぞれ責任を持って行うものとする。
- ① 大学入試センター
- 試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の交付、実施等に関する各種マニュアルの作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務
- ② 各大学
- 受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、試験問題作成に携わる者の派遣、その他関連する業務
- (3) 各大学は、大学入試センターと協力して、原則として都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡調整等を行う世話大学を置き、大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。